

質問に対する回答

番号	質問受付日	質 問 内 容	回 答 内 容
1	令和7年4月7日	応募時点で社会福祉法人を設立していない場合、施設の開設に支障のないスケジュールで認可を受けられることを関係課に確認していれば、応募することができるか。	特別養護老人ホームの設置は、原則として社会福祉法人でなければ行うことができませんが、本市が実施する整備予定事業者の募集につきましては、社会福祉法人を設立する予定の法人であっても応募することができます。 なお、社会福祉法人を設立する予定の法人の事業計画が選定された場合、社会福祉法人設立認可に係る審査会による審査を行います。審査が円滑に進むよう、別途、本市の担当課（高齢者福祉課）と調整してください。
2	令和7年4月7日	優先して整備を求められる地域はあるか。	ございません。成田市全域が対象地です。
3	令和7年4月7日	補助事業については、令和7～8年度の2か年事業となるのか。	令和8～9年度の2か年事業となります。
4	令和7年4月7日	ヒアリングの参加人数や所属に制限はあるか。	ございません。
5	令和7年4月7日	近隣地権者等への説明について、説明範囲の指定はあるか。	本市より説明の範囲を提示することはありません。施設の建設や運営に影響を及ぼすことがないよう、近隣住民等への説明は必ず行っていただきますようお願いいたします。
6	令和7年4月7日	応募時点で社会福祉法人を設立していない場合、「応募種類及び添付書類一覧表」に定めがある「法人運営事業一覧」については、母体とする個人・団体の事業を記載すればよいか。	応募時点で社会福祉法人を設立していない場合、「法人運営事業一覧」はご提出いただく必要はありません。
7	令和7年4月15日	法人を新設する予定だが、23「協力医療機関と締結した協定書（写し）又は締結を予定している協定書案」については不要か。	募集要項に記載しているとおり、協定書または協定書案がない場合は提出不要です。
8	令和7年4月15日	法人の設立に際して、公募採択前でも事前協議、相談等は可能か。	可能です。ご来庁いただく場合は、事前に本市の担当課（高齢者福祉課）と日程調整していただきますようお願いいたします。